

## 議案第 6 号

### 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 0 0 分の 2 1 2. 5」を「1 0 0 分の 2 2 2. 5」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「1 0 0 分の 1 9 7. 5」を「1 0 0 分の 2 0 2. 5」に、「1 0 0 分の 2 2 2. 5」を「1 0 0 分の 2 1 7. 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。